

# 暮らしのお知らせ

## 子育て世帯を支援

### 子どもの成長応援

#### 臨時給付金

物価高騰の影響を踏まえ、習い事などにかかる費用の負担軽減を図り、子どもたちの豊かな成長につながる機会が得られるよう、子育て世帯に対し給付金を支給しています。

県の支援の対象である小中学生などの保護者に加え、未就学児や高校生などの保護者についても、市独自で支援を行います。

対象は次のいずれかに当てはまる子どもを養育している主たる生計維持者

- ①令和5年4月30日時点で市に住民記録がある平成20年4月2日～令和5年4月30日に生まれた子ども
- ②令和5年4月30日時点で市に住民記録がある平成19年4月2日～20年4月1日に生まれた子ども(県から高等学校等新入生臨時給付金の給付を受けた子どもを除く)

③令和5年4月30日時点で市に住民記録がある平成17年4月2日～19年4月1日に生まれた子ども

④令和5年5月1日～6年4月1日に生まれ、出生による初めての住民登録地が本市である子ども

支給額(子ども1人当たり)1万円

#### 申請方法

- ①を養育している対象者のうち、市から児童手当を受給している人・③を養育している対象者のうち、①を養育しており、市から児童手当を受給している人：申請不要(児童手当の登録口座へ振り込み)
- ①を養育している対象者のうち、市から児童手当を受給していない人・③④を養育している対象者：対象者に送付される申請書を同封の返信用封筒で送付

は市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page/36500\\_00021.htm](https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page/36500_00021.htm))にある申請書を直接または郵送で子育て支援課(市役所2階 千286・8585 花崎町760)へ

○②を養育している対象者：市ホームページにある申請書を直接または郵送で子育て支援課へ

#### 申請期限

- ①②③令和6年2月29日(木)当日消日消印有効)
- ④令和6年4月15日(月)(当日消印有効)

※くわしくは回線☎20・1538へ。

#### 9月から午後5時に

#### 夕焼け小焼けの放送

市では、防災行政無線が正常に作動することを確認するために、試験放送を1日2回(正午と夕方)実施しています。

日没時間などに合わせ、夕方の放送「夕焼け小焼け」の時刻を、9月1日(金)から午後5時に変更します。

個人事業税の第1期分の納期限は8月31日(木)です。金融機関やコンビニエンスストアで納めてください。納付には便利な口座振替をお勧めしています。

また、電子マネー「PayPay」「LINE Pay」による納付やインターネットを利用したクレジットカード納付のほか、スマートフォンなどを使ったモバイルレジによる納付も利用できます。

※くわしくは佐倉国税事務所(☎043・483・1114)へ。

#### 8月31日まで

#### 個人事業税の納付

※くわしくは危機管理課(☎1523)へ。

#### ルールを守って

#### 草・木の枝の処分

刈り取った草などは、土をよく落とし、できるだけ乾燥させてから可燃ごみ(青色の指定袋)として

集積所に出してください。

伐採した木の枝などは、直径5センチメートル・長さ50センチメートル未満に切り、直径30センチメートル未満に束ねて袋に入れずに集積所に出してください(1世帯当たり4束まで)。

束にできない小枝や葉は、青色の指定袋に入れて集積所に出してください。

ルールを守り、適切な処理にご協力をお願いします。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

#### 市指定工事店で

#### 排水設備の設置

下水道が整備された地域では、トイレや風呂、台所などの汚水を流すために、各家庭で排水設備の設置が必要です。

排水設備工事は衛生上重要であり、定められた基準に従って施工する必要があります。工事は市指定工事店に依頼してください。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

排水設備工事は衛生上重要であり、定められた基準に従って施工する必要があります。工事は市指定工事店に依頼してください。

※くわしくは下水道課(☎20・1553)へ。

高校の受験資格を取得

### 中学校卒業認定試験

国では、病気などでやむを得ず小中学校に就学できなかった人を対象に、中学校卒業認定試験を行っています。

申込期限 9月1日(金)

試験日 10月19日(木)

※くわしくは**真教育庁指導課**(☎043・223・4056)へ。

絶対にやめましょう

### 違法駐車

駅周辺や住宅街などで違法駐車が行われ、取り締まりを求めると、請や苦情が後を絶ちません。違法駐車は緊急車両の通行の妨げになります。特に消火栓・曲が

り角・車庫の出入り口付近などの駐車は絶対にやめましょう。

※くわしくは**交通防犯課**(☎20・1527)へ。

安心して取り組めるように

### 住民活動総合災害補償制度

住民活動総合災害補償制度は、対象の団体がボランティア活動や自治会活動などの住民活動中に事故に遭った場合、見舞金を支給する制度です。なお、事前の手続きは不要です。

対象 2 次の全てに当てはまる団体  
○市内に主な活動拠点がある  
○5人以上の構成員により自主的に組織されている  
○構成員の70パーセント以上が市内在住である  
対象となる活動 2 社会福祉向上の

ために無報酬で自発的・計画的・継続的に行われる事業・活動

補償内容

- 傷害補償
- ・死亡：500万円
- ・後遺障害：15～500万円
- ・入院(1日当たり)：5,000円
- ・手術：入院補償金日額に手術の種類に応じた倍率を掛けた額
- ・通院(1日当たり)：3,000円(上限90日)
- 損害賠償責任補償
- ・対人賠償(1人当たり)：上限6,000万円(1件当たりの上限は2億円)
- ・対物賠償(1件当たり)：上限100万円
- ・保管物賠償(1件当たり)：上限100万円

事故が起きた際は、すぐに市民協働課(☎20・1507)へ連絡し

## 市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

7月16日(日)～31日(月)

- 17日 成田空港周辺地域スポーツ大会小学生サッカーの部開会式
- 18日 下総御料牧場シンポジウム
- 18日 自衛官募集相談員委嘱状交付式
- 18日 成田空港周辺地域振興連絡協議会総会
- 19日 成田祇園祭反省会
- 20日 庁議
- 20日 農業委員会委員辞令交付式・総会
- 20日 成田市商店会連合会総会
- 22日 千葉県消防操法大会
- 22日 県道成田神崎線整備促進期成同盟総会
- 24日 横芝・神崎間首都圏中央連絡自動車道建設促進協議会総会
- 24日 千葉県長沼水害予防組合水防協議会
- 25日 小学生・中学生全国空手道選手権大会出場激励会
- 26日 社会を明るくする運動成田市大会
- 27日 折り鶴平和使節団・千羽鶴出発式
- 28日 成田防犯連合会総会
- 28日 中国・咸陽市行政訪問団表敬訪問
- 31日 国道51号整備促進期成同盟要望活動
- 31日 印旛利根川水防事務組合水防協議会



出場選手にエールを送る(25日)

モデル事業を開始します

### 部活動の地域移行

国では、部活動を、学校単位から地域単位での活動に移行する取り組みを進めています。これを受け、市では9月からモデル事業を開始します。このモデル事業には市内在住の中学生が参加できます。

種目 2 柔道

活動場所 2 西中学校

保護者説明会を開催

参加を希望する生徒の保護者を対象に説明会を行います。

日時 8月24日(木)午後4時から

会場 2 西中学校



申し込み方法 8月22日(火)までに専用フォームへ

https://logofor.njp.f/hp6b から申し込み

※くわしくは**教育指導課**(☎20・1582)へ。

申し込みは食品衛生協会へ

### 井戸水などの水質検査

食品衛生協会では、井戸水の水質検査の予約を次の通り受け付けています。

採水専用容器は受付時に貸し出します。

受付日時 2月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分

受付場所 2 印旛保健所管内食品衛生協会(佐倉市)

検査方法 2 水曜日(祝日の場合は木曜日)の午前9時30分～11時に、当日採取した水を提出

料金 2 9,900円(定期検査を推奨する1項目)

※くわしくは**同協会**(☎043・483・1179)へ。

### 今月の納期限

8月31日(木)

- ①市・県民税(第2期)
- ②国民健康保険税(第2期)
- ③後期高齢者医療保険料(第2期)
- ④介護保険料(第2期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

住宅地を除く全域で実施

有害鳥獣の捕獲

市では、農作物に被害を及ぼす鳥獣の捕獲を行っています。

安全に努めて実施しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

鳥類

実施日

○成田地区：8月27日(日)、9月3日(日)・10日(日)・17日(日)

○下総・大栄地区：9月3日(日)・10日(日)・17日(日)・24日(日)

実施時間：午前6時～正午

実施方法：銃器による捕獲

獣類

実施期間：3月31日まで

実施方法：箱わな・くくりわなによる捕獲

よる捕獲

※天候などにより日程を変更する場合があります。くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

準備できる制度です。国と市では、この共済制度への掛け金の一部を助成しています(一部対象外あり)。

制度の特色

○パートタイムや家族従業員も加入できる

○掛け金は非課税で、手数料が不要

○社外積み立て型で管理が簡単

○ほかの退職金・企業年金制度などとの資産移換ができる

掛け金の種類：月額5,000円～3万円の16種類(パートタイムなどは2,000円～4,000円の特例掛け金で加入できます)

加入方法：金融機関などにある申込書を金融機関や委託事業主団体などに提出

市の補助額：共済制度に加入した月から12カ月は掛け金の20パーセント、13～60カ月は掛け金の10パーセントで、1人当たり年額1万2,000円が上限

※くわしくは、制度については勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部(☎03・6907・1234)、市の助成については商工課(☎20・1622)へ。

家庭でできる

風水害への備え

夏の終わりから秋にかけては、台風が多発する時期です。テレビやインターネットなどの気象情報に注意し、家庭での備えを進めましょう。

家庭での風水害に対する備え

○普段から雨どいや側溝を清掃し詰まらないようにする

○屋根瓦やブロック塀、外壁などを点検し、雨漏りの恐れがある箇所は修理する

○停電・断水などのライフラインの寸断や避難に備えて、水・食料・常備薬(各3日分)、懐中電灯、携帯ラジオ、貴重品などの非常持ち出し品を準備する

○地域の避難所や、一時的に利用できる近くの集会所までの経路を確認しておく

○浸水が多い場所では土のう、地盤の弱い斜面にはブルーシートなどを用意しておく、風雨が強まる前に設置する

○テレビアンテナやプロパンガスはあらかじめ固定し、風雨が強くなる前に植木鉢などの風に飛ばされやすい物は屋内に片付け

る

警戒レベルに基づいて避難行動を

風水害が発生した時に住民が適切な行動を取れるよう、状況に応じて5段階の警戒レベルを発表・発令します。

警戒レベル3以上が発令されたら避難行動を開始しましょう。

警戒レベル3「高齢者等避難」

：避難に時間のかかる高齢者や障がいのある人は危険な場所から避難する。それ以外の人も避難の準備をする

警戒レベル4「避難指示」：対象となる地域の人は、速やかに危険な場所から全員避難する

警戒レベル5「緊急安全確保」

：すでに災害が発生、または発生直前で、安全な避難ができず命が危険な状況であることから直ちに身の安全を確保する

ただし、警戒レベル5「緊急安全確保」は市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、必ず発令される情報ではありません。

警戒レベル4「避難指示」が発令されたら、危険な場所から必ず避難しましょう。

※くわしくは危機管理課(☎20・1523)へ。

災害・各種情報を提供する「なりたメール配信サービス」へ登録を

屋外の防災行政無線の放送が聞き取りにくい場合や、外出している場合などでもメールで情報を受け取ることができます。登録は無料です。

配信内容＝防災行政無線で放送する防災・消防・防犯情報など

対応言語＝日本語、英語、韓国語、中国語(簡体字・繁体字)、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語

登録方法＝右下のQRコードを読み取るか、登録用アドレス(t-narita@sg-p.jp)に空メールを送信して登録する

※防災行政無線の放送内容は防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)でも確認できます。くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス